

三鷹市高齢者計画・第十期介護保険事業計画検討市民会議（第3回） 会議録

日 時	令和8年2月10日（火）午後6時30分から
場 所	三鷹市教育センター3階 大研修室
出 席 者	会 長：市川一宏 副 会 長：古川秋生 委 員：神崎恒一、星野博忠、飯塚喜弘、小嶋かおる、小林智子、平井貴光、河原誠、佐藤円、竹川健太郎、木下久美子、柳本文貴 欠 席：五島博樹、岩田洋子、渡辺裕一（順不同、敬称略） 傍 聴 人：1人 会議の公開・非公開：公開
事 務 局	小嶋健康福祉部長、隠岐健康福祉部調整担当部長、竹内介護保険課長、前田福祉 Labo どんぐり山担当課長、介護保険課職員6人、高齢者支援課職員6人

【配布資料】

資料1 席次

資料2 三鷹市高齢者計画・第十期介護保険事業計画検討市民会議委員名簿

資料3 令和7年度「三鷹市高齢者の生活と福祉実態調査」各種調査の実績について

資料4-1 三鷹市高齢者の生活と福祉実態調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要）

資料4-2 三鷹市高齢者の生活と福祉実態調査（在宅介護実態調査の概要）

資料4-3 三鷹市高齢者の生活と福祉実態調査（介護サービス事業所調査、介護・看護職員・ケアマネジャー調査の概要）

資料5 令和8年度三鷹市高齢者計画・第十期介護保険事業計画策定スケジュール

【次第】

1 開会

2 委嘱状の交付

3 議事

会 長： 高齢の方が生きていく、そして最期まで安心して住み続けられる仕組みは何なのか、ということがとても大きなテーマであることを、自分のことのように感じています。市民会議の打ち合わせをしている中で、これは大きな展開になるなと思っているところです。それでは、本日の次第に沿って進めたいと思います。議事「(1)三鷹市高齢者の生活と福祉実態調査の各種調査の実績について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： （説明）

会 長： 介護・看護職員、ケアマネジャー調査の回収率が低いことが残念です。ケアマネジャーのかかわり方などが重要視されている中で、今後どのようにケアマネジャーの意見を聞いてい

くのか、検討すべきかと思います。

委員： 会長の発言のとおり、回答率が低いのはとても残念です。私どもも事業所も運営しているので、調査の協力をする立場ではあったのですが、職員に協力を依頼したものの、多忙で回答できなかった職員も多く申し訳なく思います。ただし、オンラインで回答できたのはすごく良かったと思います。ただ、武蔵野市からも調査協力があり、数回、回答の催促をされたりしました。11月24日まで調査期間を延長したとはいえ、残念な結果だったと思います。武蔵野市は調査期間が12月27日ぐらいまでと調査自体の時期が遅かったということもありますが、三鷹市の場合、もう少し回答期間があっても良かったと思いました。

会長： 武蔵野市の調査期間は長く、三鷹市より早く調査依頼が来たのですか。

委員： 三鷹市より調査時期は遅いです。

会長： 回答率をどのように改善していくかは今後の課題であるし、回答率が低いことで、状況把握が不十分になる危険性もありますので、事務局は検討ください。それでは続いて議事「(2)三鷹市高齢者の生活と福祉実態調査の概要（速報値）について」の、ニーズ調査と在宅介護実態調査について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： （説明）

委員： 今の説明を聞いて、認知症の問題はすごく難しいと思います。認知症の方で、現在、一人暮らしで、仕事をしている人もいます。認知症だと思ったら、実は認知症ではなくて、鬱の状態で精神的な打撃を受けており、医師に診察してもらったら、鬱と判明しました。単に認知症としてひっくるめて、問題にできるのかなと思ったりします。家族の負担が増し、家族だけで支えていくのが難しい場合でも、なかなか社会に手助けして欲しいと言えないことが多い。どこにどう持っていけばいいのかわからないということもあります。周りの方で援助していかないといけないことはわかるのですが、三鷹市はそういった時は、どのように援助したらよいと思っているのですか。

会長： 実態調査に対する質問というよりも、むしろ認知症ケアの問題に踏み込んでいると思いますが、せっかく質問があったので、市の方針を示してもらいたいと思います。また、委員に認知症の専門家がおりますので、助言をいただきたいと思います。

事務局： 認知症のご質問をいただきましたので、今後の認知症施策についての動きも含めてお話しさせていただければと思います。三鷹市には三鷹市認知症地域支援ネットワーク会議という会議体もありまして、令和8年第1回三鷹市議会定例会に「認知症とともに生きるまち三鷹条例（仮称）」を上程させていただき、議会において審議いただく予定です。条例案が可決されれば、令和8年4月から条例施行となります。今お話いただきました、認知症は誰もが向き合う身近なものであります。そして皆さんが自分ごととして捉えていただく必要がある中で、一人一人の尊厳を重んじ支え合う、というような意味も含めまして、「認知症とともに生きるまち三鷹」という条例名称をつけさせていただき、取り組んでまいりたいと考えています。条例では基本理念、市の責務、市民、事業者の役割、そして基本的な施策を含めてこれから力を入れていこうと考えています。条例制定後は、認知症に関する計画を策定し、より具体的な施策を検討していくこととなります。計画策定等におきましては、本検討市民会議でもご報告させていただき、ご意見をいただきながら、認知症施策を検討していきたいと

考えています。その中で、今ご質問いただいたご家族の関係では、現在、行っていることとして、レスパイトケア、いわゆるご家族の方の負担を一時軽減する取り組み、家族介護者交流会というような形で、そういったご経験のある方との交流をしていただく取り組み、また、ピアサポート事業といいまして、認知症の方同士が、今までの経験による相互支援を行ったり、診断された方の心理的な負担を軽減するための取り組みも開始しています。先に市民の方に行ったアンケートの中からも、ご家族の負担へのご意見は非常に多くいただきました。そういったところではご家族も、身体的な負担はもちろん、精神的負担、心理的負担についても、しっかりケアしていかななくてはいけないのではないかという議論を今進めさせていただいているところです。そういったことを形にする計画策定を来年検討しますので、そこでもご意見いただければと考えています。

会長： 今の委員のご質問に関しては、私も確かにそうだなと思うところは多々あります。今後、個別に議論するテーマのときに改めてご意見をいただきたいと思います。何か専門家として助言いかがでしょうか。

委員： 今説明のあったとおりですが、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されて、三鷹市で「認知症とともに生きるまち三鷹条例（仮称）」が可決予定で、その後に具体性を持った計画策定となります。実際に計画の中身が見えてこないとわからないというのが正直なところです。認知症の方、それから認知症の方を支えるご家族の支援、どちらも必要だということは明らかですが、具体的にどう支援していくのかは、これからなのだと思います。先ほど、ご質問でもあったように、認知症かと思ったら鬱だった、ということがあります。認知症と鬱は別物でもないんですね。認知症の人で、特に症状が軽い方は、色々なことに自信がない、今まで色々出来ていたことが出来なくなるといったことに対する不安な気持ちがとても強くなれば、鬱の傾向になりやすいです。だから、認知症と鬱を別物とするのは違うと思っています。両方の症状をお持ちの方は沢山いると思います。

あとは、調査概要に記載のとおり、早期発見・早期支援を期待する施策であったり、一方で、症状がもっと進行した状態、例えば、家の中のことが出来ない方に対する支援とか、認知症の進行状況によって、当然支援の仕方も変わってくるので、本当に様々だと思います。支えているご家族がどのくらい仕事があって、支援に関わる、関われない、遠方にお住まいなど本当にお一人お一人、ご家族ごとで違いますので、支援できる体制作りがどのくらいできるのかということが重要になると思います。認知症の支援は、他人まかせではないと思います。市民も含めて皆さんで考えないといけない、行政が考えるべきことであるというのは、私は違うと思っています。行政は道筋を作ってくれると思いますが、実際それを実践し、支えていくのは市民であり、各家庭であると思います。おまかせであってはいけないと思います。

副会長： 調査概要ですが、単身世帯と比較をしたり、現在の住宅に住み続けたい人が減少したなど、比較対象が示されており、すごくわかりやすいと思います。普段の診療では、あなたは何人でお暮らしですかとか、ご家族はいらっしゃいますかとか、なかなか聞きづらいことが多いです。しかしながら、お正月は忙しかったですかとか、皆さんでお集まりになったんですかと尋ねると、一人で暮らしてる人は、お正月もずっと一人でしたと回答される方もいれば、

普段は一人暮らしなんだけれども、お正月は家族で集まったと回答される方がいました。一人暮らしの方で自分が頑張っていこうと思っており、むしろ介護保険なんか使わないと思っている方も多いです。やはりいろいろな機会が高齢の方や若い方が触れ合えるような接点があればいいのかなという印象を受けました。

会 長： 正月、年末年始の議論で、結構その自治体の水準を示すものとなるかと思います。昨日、他市で講演をしてきましたが、年末に倒れて亡くなって葬儀をしなきゃいけないような案件で、民生児童委員に住職がいたので、葬儀等を含め対応できたけれど、一番多忙なのは年末年始だと言う民生児童委員の方は少なくないですね。そういった場合、本来はどこに緊急連絡するのかといった仕組みも考えるべきですし、身寄りのない方のケアなど、民生児童委員がそれを担うというのは、違うと思います。むしろ、どこが担うかを、行政や社会福祉協議会や社会福祉法人等で決めなくてはいけないと思います。今行政では、いわゆる身寄りのない方の対応をどうするかということを、今後、議論するテーマとして掲げますということです。この会議でも議論したらいいと私は思っています。社会福祉協議会の役割も期待される場所ではありますが、日常生活自立支援事業に任せようと厚生労働省は検討しているようですが、そんな簡単ではないことを認識しておく必要はあるかと思います。

委 員： 認知症においては、家族支援というのが大事だと思うのですが、アルツハイマー型の認知症の薬が10月に承認されたかと思いますが、そういう情報を三鷹市から周知などしてもらえたら、また違った家族の支援ができるのかなと思いました。また、できるかどうかはわかりませんが、三鷹市で補助金を支出できればそういう治療も受けられますみたいなことができればよいと思いました。

もう一点、質問があります。資料4-2の悪化した点にあります、「問題があるがなんとか」という項目は、介護する方とのことでしょうか。「悪化した」とはどういうことでしょうか。

事務局： 令和4年度の段階では「問題ない」と答えてる方がすごく多かったのです。働きながら介護しているけれども、続けることに問題はないという方が34.7%いらっしゃって、それが今回18.2%に半減しました。「問題ない」と回答した方が、今回の調査で「問題はあるけど、何とか続けてます」の回答に変化したのだと思います。これまで問題がなかった人が多かったのに、問題はあるけど続けている人が多くなったということです。

委 員： その問題点がわかってきたら対策もできるのかなと思いますが、どんな問題なんですか。

事務局： 今後、報告書の取りまとめにおいて、クロス集計などにより、分析していきたいと思います。

会 長： 認知症の薬については、認知症について議論をする際に取り上げた方がよいかと思います。

委 員： 今の質問にあった、就労継続の問題がない方の34.7%、問題があるがなんとかという方の36%というところの根拠の数字が、令和4年度の調査報告書の114ページと、何か数字が違うみたいだったので、その点について確認をさせていただければと思います。あとこれからいろいろ分析していかれると思うのですが、介護保険外に必要なサービスというのはすごい大事なんですけど、前回の調査において、特になしみたいな回答もあったりはしたので、今回、その辺の割合がもしかして減っていたら、切迫しているなっていうのがよりわかってい

くのかなと思います。

会 長： 数値が違うという質問について、事務局から回答をお願いします。

事務局： ご指摘ありがとうございます。概要の報告と実際の報告書との精査をさせていただいて最終的に報告書として取りまとめをしたいと考えています。確認をさせていただいて、次回の会議でお示しできればと思います。

数値の件につきましては、前回、今回とも在宅介護実態調査は対象と調査が2種類あります。在宅の方だけに限定した調査と施設入居の方も含めた調査の2種類があります。調査が2つある関係で、集計の対象が違っているということがあります。本報告で掲載の項目は、施設入居の方も含めた調査結果で、前回の調査報告書には掲載していない部分になります。

会 長： わかるように何らかの形で明記しておかないと、結局、わからないままの比較になってしまうと正当性が問われるので、それは今後詰めておいてください。

事務局： ご指摘ありがとうございます。今説明がありましたが、やはりしっかり比較することで、わかる必要性がありますので、精査をさせていただいてお示しできるように検討させていただければと思います。

会 長： さらに検討していった方がよいという内容もありますから、それは深掘りをしていくことに今後なるかと思えます。次は事業所調査、介護・看護職員・ケアマネジャー調査について、事務局説明をお願いします。

事務局： （説明）

会 長： 深刻な数字ですね。これは本当に大きな課題だと思います。特に事業所支援などは、東京都もやってますよね。同じ内容の支援をすることはあり得ないので、東京都の施策に上乘せ支援をするなどもご検討ください。介護保険の関係の東京都高齢者保健福祉計画策定委員会の委員長を第4期から第8期まで歴任しましたが、東京都も人財支援をしてはいたはずですが、効果がなかなか出なかったのも事実なので、そこは市レベルでどうしたら効果を持てるのかを議論していただきたいと思えます。実態としてこのままでいったら、事業所を閉鎖せざるを得ないという状況になりかねないと思えますが、三鷹市はどのような状況でしょうか。

事務局： 幸いと言いますか、まだそのような状況には至っていないと思えます。ただ、東京商工リサーチの倒産状況などを時々確認しておりますが、前期を上回る介護事業所の倒産ということも取り上げられていますので、今後も三鷹市の事業所の経営状況等を十分確認していきたいと考えています。

会 長： 事業所の閉鎖等は防がないといけないと思えます。事業所が閉鎖するとサービスが提供できなくなる。事業所運営されている委員はどのように思えますか。

委 員： 確かに事業所を閉鎖せず、ぎりぎりの状況で頑張っている事業所が多いと思えます。あと実態としては、利用者の依頼が多すぎて、断っている状況もあります。なかなか今のヘルパーの体制では、対応できない状況が年々深刻になってきているので、色々と工夫していかなければいけないと思っています。

会 長： 職員を募集しても応募がないといったことも多々あると思えます。教え子が経営している特別養護老人ホームは、日本国籍を持たない職員数が100人を超えていると言っています。

た。そうした職員の方がいないと、サービスを提供できず事業所を閉鎖せざるを得ないというのは、社会的な問題でもあります。多くの高齢者計画・介護保険事業計画で人財確保の施策について、明記していますが、職員の国籍の有無ではなく、介護サービスの提供を維持していくには、何が必要かということを議論し、それに対する支援をきちんと考えていくことが不可欠だろうと思います。

委員： 私は訪問介護の事業所で、サービス提供責任者として携わっていますが、職員は昨年1年間で一人も採用ができませんでした。一方で、退職された方は3名おり、退職率が年々上昇しているのが実態です。現在、従事している訪問介護員は、平均年齢が60代から70代に差し掛かっている状況であり、市に期待する取組の報告がありますけれども、長く働いている方や、高齢で、かつ介護士として働いている方への取組を実施してもらえると、働く意欲の維持であったり、高齢になってもまだ元気だから少し働いてみようという就労意欲も湧き立てられると思いますので、検討していただければと思います。

会長： 今後、この会議で検討することになると思います。事務局から施策の提案等が示され、それについて様々なご意見をいただいて、可能な施策を展開していくということになるかと思っています。今、何とか事業所が持ちこたえてるのは、今まで携わってきた方が、高齢になっても何とか頑張ろうと、そして介護現場を支えていこうと頑張っている状況だと耳にします。その現状を是非事業所を運営されている委員に、どこが課題なのか、発言いただきたいと思っています。例えば、「教育・研修担当者がいる」という回答は、前回調査と比較して、減少しています。つまり、研修等に時間を割くことが出来ないとか、要するに、実際のサービスである現場に関わらざるを得ないということだと思います。これはサービス提供の質に関わる場所です。権利擁護や虐待の温床になります。研修等に費やす時間が取れないということで、教育が不十分のため虐待が生じているということもあると思います。そのことをどうしていくのか、事務局に資料を提示してもらい、議論していく必要があると思います。

事務局： 人財に関して、色々な施策を実施しています。ケアマネジャーの人財確保という点で、ケアマネジャー向けの支援策を追加したりしています。今回の調査結果を踏まえ、委員の皆様や事業者の皆様の意見を聞きながら、計画策定に取り組んでいきたいと考えています。

会長： そういう意味ではパーセンテージが低いから、これを具体的に、根拠を示して展開してもらうことが必要になるかと思っています。計画を策定しても、サービスを提供できないとなったら、意味がないです。そのようなことを議論していくことが求められていると私は改めて申し上げたいと思います。

委員： まだよくわかってないところなんですけど、ケアマネジャーが不足しているし、居宅介護支援事業所やヘルパーさんも減っているということですか。

事務局： 三鷹市の場合、事業所数が特に減ってるということはありません。ケアマネジャーも急激に減っているということはありませんが、介護サービスの利用対象となる方が増えていくのに応じて、ケアマネジャーも増えていかないとはいけません。ケアマネジャー一人当たりが受け持つ利用者数が増えてきている状況に、対応できなくなっているということはあるかと思っています。

委員： わかりました。さっきの資料の4-2の認知症の人等への支援の充実というのは、多分ほ

とんど関わってくる話だと思うので、両方を一緒に繋げて考えないと、実際認知症の人への支援が不足する心配を感じました。

会 長： 今後の対応を考えていくことになると思います。ケアマネジャー関係の委員さんに今直面していることを発言いただきたいと思います。

委 員： 私は地域包括支援センターに在籍しておりますが、同じ法人で居宅介護支援事業所も運営しております。本事業所にはケアマネジャーが6名在籍しておりますが、6名の雇用を維持することはとても難しい状況です。6名のうち2名は70代です。両名が退職すると事業所の運営は、今以上に厳しいものになると考えています。ケアマネジャーの採用募集をしていますが、応募はこの1年間ありません。常にケアマネジャーの採用募集を実施していますが、給与面が見合わないこともあると思います。これまでは、訪問介護事業所や施設で働いていた方が、少し経験を積むとステップアップとしてケアマネジャーになっていくという構図があったのですが、その構図が崩れてきている印象があります。給与面では、処遇改善加算が施設や訪問介護事業所にはありましたが、来年度からは居宅介護支援事業所にも処遇改善加算が加算されるようになります。これまでは、処遇改善加算がなかったこともあって、なかなか皆さん現場から離れられない、給与面でのステップアップも図れないといったことがあったと思いますが、令和8年6月からは、処遇改善加算の対象に追加されることで、ケアマネジャーになってくださる方が増えてくると期待したいと考えています。

会 長： 現時点では事業所の閉鎖等が少ない状況ではありますが、今後も継続して運営していけるのかという視点で考えていかないと、事業所の閉鎖が増加してから考えるのでは、到底間に合わない状況になってしまいます。防ぐためには何があるのかということも、考えていかないといけないと思います。ケアマネジャーがいなかったら、介護サービスの利用が開始できない。また、ケアマネジャーの仕事を少しスリム化できないものかと思います。そういった議論もされていますので、その辺は注視してもらいたいと思います。現時点では、大きな問題とはなっていませんが、数年後、三鷹市、調布市、武蔵野市で、事業所の閉鎖といったことが増える可能性はあると思います。介護報酬の単価などは区部の方がよいというようなことがあるから、区部に接している市町村は、事業所が区部に移転してしまうことになりかねない。やれることからやっていく必要があるかと思います。

それでは、議事「(3) 令和8年度三鷹市高齢者計画・第十期介護保険事業計画検討市民会議スケジュールについて」、事務局より説明をお願いします。

事務局： (説明)

会 長： 身寄りのない方の対応など国でも考えているところですから、今後、いろんな議論がされるとと思います。そうした動きに合わせて、議論していくのがよいかと思います。議論に時間がかかるものもあると思います。ある意味で課題は課題として明確になっているので、例えば、生活困窮の高齢の方について、どうしていくのかということも、避けては通れない課題だと思しますので、そのことも含めて議論を整理していければよいかと思います。

委 員： テーマ別の討議として、独居や人財確保とありますが、三鷹市における独居の方や認知症の方の人数などは把握されていますか。認知症の方や独居の方の場合、地域包括支援センターの手が足りなくて、訪問できない場合も現実あるんですよね。人財確保とありますが、認

知症の方とか、独居の方に対して対応してるのか、それともこれから対応していくのかどうか。

会 長： 様々な支援は行っていますが、一度今までやってる支援が有効であるかどうかということ  
を議論することが大事だと思います。そして今回の調査結果も踏まえながら、議論していく  
ことになると思います。独居の方の状況も多様で、本当にサービスは要りませんという独居  
の方もいらっしゃいます。それは個別の議論として取り上げていかないといけないと私は  
思っています。

事務局： 今明確にお示しできるようなものはありませんが、基本的に単身世帯かどうかというのは  
国勢調査で明らかになる部分もありますので、今後お示しをできるタイミングで、お示しす  
る必要があると思っています。ただ、今回の調査で、一人暮らしが増えているというような  
調査結果も出ていますので、それぞれの調査において、その状況というのをはっきりさせて  
いかなければと思っています。あと認知症の方の人数というのは、明確には把握しており  
ませんが、一般的な割合などを今後、お示ししていきたいと考えています。

会 長： 今回の調査で大切なのは、独居と階層区分された方が、どのような状況にあるのかという  
のが調査結果でわかりますので、その結果から検討していくことがまずは優先されることか  
と思っています。その後、委員の皆様からご意見を頂戴し、どういう対応が必要かをさらに  
検討することになるかと思っています。また、身寄りがない方がものすごく多くなっていますが、  
今後のことを全部お任せするとなると、今盛んに行われている不動産詐欺とか、いろんな詐  
欺に遭ってしまいかねない。このことは、何とかして、食い止めなければいけないことであ  
ると思います。

委 員： 本当に一人で亡くなった場合は、行政が全部の手続き等をするのかどうか。今後、独居の  
人が多くなった場合、家族関係が全然なかった場合や、身元保証人みたいな人がいないと介  
護サービス等もなかなか受けられないといったことも出てくると思います。具体的にこう  
いう時はこうだというのは、考えていかないといけないと思います。

事務局： 今後、死後事務も含めてどういう対応ができるかという議論を始める段階に入っています。  
権利関係も含め、万が一ご親族がいた場合、どういう対応になるのか非常に難しい部分もあ  
ります。丁寧に議論を進め、仕組みとして成立できるのかどうかも含めて検討する必要があ  
ると認識しています。ただ、そういった課題が今後、独居高齢者、また財産の問題も含めて  
ますます大きくなっていくところは強く認識していますので、私達も頭を悩ませている部  
分であるにご理解いただき、一緒に検討させていただければと考えていますので、よろしく  
お願いいたします。

会 長： 少なくとも迅速にやっていくことが、求められると思います。

委 員： 先ほど、赤字になっている、雇用がうまくいってないというところがあったと思います。  
一方でうまくいっている事業所等もあると思うので、そのような事業所等に成功事例等を  
ヒアリングができれば、もっといい支援や補助ができるのではないかと思います。

会 長： 次回の会議以降、事業所等を運営されている委員にお話を聞く機会を設けたいと思います。  
最後に、次第(4)のその他ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局： 1点ご報告をさせていただきます。地域包括支援センターですが、こちらにいる皆様には

なじみ深いところかもしれませんが、より広く若い世代にも知っていただく必要があるだろうということで、今回愛称をつけさせていただくことにしました。その愛称は、「高齢者なんでも相談センター」ですが、より広い世代の方に知っていただくことで、ご家族も含めて、若いお孫さん等も含めて、地域包括支援センターは高齢者の相談する場所だという理解を深めていただきたいということです。愛称の運用につきましては令和8年4月1日から使用していく予定です。当然、法令上の正式名称につきましては、地域包括支援センターでありますので、あくまでも愛称という運用をさせていただくように考えております。

会 長： 事務局から何かございますか。

事務局： 色々と議論を聞かせていただきまして、やはり課題の多さ重さを改めて認識したところです。また、責任の大きさも改めて皆様の意見を聞きながら感じたところです。来年度からは実際の計画策定にあたり、より深い議論をさせていただくことになると思います。来年度は会議の回数も多いですけれども、引き続きご協議いただければと思っています。今後ともよろしく願いいたします。

会 長： 予定していた議論はこれで終わりました。色々なご意見をいただいて、とても助かったところでありまして、本当に貴重な時間をありがとうございました。

事務局： 最後にスケジュールですが、次回の日程についてはまだ現時点では決まっておりません。決定次第、委員の皆様にご連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

#### 4 閉会

会 長： 以上をもちまして終了いたします。どうもありがとうございました。